

第10回規制支援審議会  
議事要旨

日時：令和5年2月21日（火）10:00～12:00

場所：オンライン会議

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、青木委員、阿部委員、小田委員、樋渡委員、神田委員

オブザーバ：（原子力規制庁）永瀬、青野、成田、池田

原子力機構：大井川、鬼沢、西山、丸山、天谷、前田、宗像、山口、埴、江坂、門馬、勝山

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 安全研究・防災支援部門の概況
3. 前回答申への対応状況
  - 3-1. 安全研究・防災支援部門の予算、人員等について
  - 3-2. 内部監査について
  - 3-3. 安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況について
  - 3-4. 規制支援に係る受託研究、共同研究等の実施状況について
4. 中立性ルールの改定について

配布資料リスト：

- 規審10-0：議事次第(案)
- 規審10-1：規制支援審議会委員名簿
- 規審10-2：第9回規制支援審議会議事要旨
- 規審10-3：安全研究・防災支援部門の概況
- 規審10-4：規制支援審議会の答申への対応について
- 規審10-5：安全研究・防災支援部門の予算、人員の状況
- 規審10-6：令和3年度 安全研究に係る予算・決算
- 規審10-7：原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務の中立性及び透明性の確保の考え方の改定案
- 規審10-8：安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況
- 規審10-9：規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
- 規審参10-1：「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果(答申)
- 規審参10-2：規制支援審議会の設置について(25(達)第39号)
- 規審参10-3：予算及び人員に関する機構部会での説明資料

議事：

### 1. 委員長の互選

委員長の互選に先立ち、山田委員が退任され、量研機構の神田氏が委員として新たに任命されたことが原子力機構より報告された。委員長の選出に当たっては、樋渡委員から藤田委員を推薦する意見があり、他の委員の賛同が得られたことから藤田委員に委員長をお願いすることとなった。

### 2. 安全研究・防災支援部門の概況

原子力機構から、規審 10-2 に基づき前回議事要旨の紹介と、規審 10-3 に基づき安全研究・防災支援部門の概況について説明を行った。委員からは、質問はなかった。

### 3. 前回答申への対応状況

原子力機構から、規審 10-4～規審 10-9 (規審 10-7 を除く。)に基づき、第 9 回規制支援審議会における答申への対応について、安全研究・防災支援部門の予算及び人員の状況、内部監査の状況、規制支援に係る受託研究等の実施状況、決裁権限とその実施状況を含めて説明を行った。

(安全研究・防災支援部門の予算、人員等について)

委員からは、運営費交付金だけでなく外部資金も含めた予算の全体像を把握したいとの意見があり、次回の審議会では、外部資金も含めた資金の全体概要について説明することとなった。

研究予算が安全研究・防災支援部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に活用されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで答申へ対応していることが確認された。

(内部監査について)

委員から、監査室の人員数及び兼務者の有無について質問があり、室員は 10 名で本務者のみである旨を回答した。また、内部監査は対外的な説明責任を果たす上でも重要であり、監事と連携するという規程の抽象的な記載ぶりだけでなく、監事への報告も含めて根拠を明確にするなど体制を整備することを課題として認識していただきたいとの意見があった。

委員から、内部監査において指摘された事項についての原因の究明、改善状況のフォローアップなどを意識して実施していただきたいとの意見があった。

以上、監査の方法や報告内容について説明し、確認された。

(安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況について)

委員から質問はなく、決裁権限の変更が継続して実施されていること、その結果として部門長ではなく理事長の決裁がなされたことが確認された。

(規制支援に係る受託研究、共同研究等の実施状況について)

委員から、原子力機構が受託機関となることの妥当性、委託金額の妥当性、再委託先の指定の妥当

性等について、原子力規制庁内でどのように確認されているかについて質問があった。これに対し、原子力規制庁から、委託に当たっては事業内容及び金額を十分に精査していること、日本分析センターを再委託先として仕様書に載せている件については、今までの実績を踏まえて妥当であると判断している旨が回答された。

委員から、再委託だけでなく、それ以降の多段階の委託もありえるならそこも確認する必要があるという意見があった。これに対し、今年度に再々委託している案件はなかったこと、再委託先との契約においてこういった体制で実施するのかを事前に把握している旨を回答した。これに対し、委員から、利益相反のチェックに関して、多段階の委託もあり得ることを明確化しておいた方がよいとの意見があり、次回以降、自己点検結果に記載することとなった。

#### 4. 中立性ルールの改定について

原子力機構から、規審 10-7 に基づき受託事業の進め方に関するルールの改定案について説明を行った。委員より、現行のルールでは規制庁受託事業すなわち規制に直結するものであるとの理解を前提に、ほぼ全件を自己点検の対象とする運用がされていたのを、ルールの改定により一部を自己点検の対象からはずすという理解でよいか、現行のルールでは規制庁受託事業に係る共同研究のみ対象としていたものを、今後は受託事業と関係のない共同研究も自己点検の対象となるという理解でよいか、との質問があった。これに対し、いずれも認識のとおりで、規制に直結する事業とそうでないものを区別して明確化するためにルールを改定しようとしている旨を回答した。共同研究については、運営費交付金で実施する共同研究も対象とする旨を回答した。

委員より、これは重要な文書の大きな改定になるので、じっくり時間をかけて議論する場を改めて設けてほしいとの意見があり、今後、改定案に対する意見をあらかじめいただいた上で、臨時の会議を開くことも含めて対応を検討することとなった。

#### 5. その他

事務局において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上